

各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設・設備
の一部改正について（通知）

このたび、平成 2 5 年 5 月 1 5 日付け 2 5 文科初第 2 5 1 号「高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設・設備について」を下記のとおり改正しましたので通知します。

については、下記事項に留意の上、域内の所轄の高等学校を設置する学校法人に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 令和 4 年度から学年進行で実施される高等学校学習指導要領（平成 3 0 年 3 月 3 0 日 文部科学省告示第 6 8 号）において、家庭に関する科目を「家庭基礎」及び「家庭総合」の 2 科目としたことに伴い、これらの科目を履修するために必要な施設・設備を科目ごとに示したこと。
- 2 「家庭基礎」を 2 単位又は「家庭総合」を 4 単位履修することとなる高等学校の設置者が、施設・設備の整備を行う際に参考となる標準的な施設の床面積及び設備の数量を、科目ごとに例示したこと。
- 3 施設・設備の整備については、従来どおり、各々の高等学校において行われる家庭に関する科目の授業内容に応じて、必要な施設・設備を当該基準から、適宜選択して整備することとしたこと。
- 4 設備の品目欄の表示については、従来どおり、家庭に関する科目の授業内容に応じて、設備の整備が弾力的に行うことができるよう、一括して表示できる設備については、「一式」表示としたこと（例、「被服材料試験機器一式」等）。
- 5 令和 3 年度以前の高等学校学習指導要領に係る施設・設備の整備については、なお従前の「高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設・設備について」（平成 2 5 年 5 月 1 5 日付け 2 5 文科初第 2 5 1 号 文部科学省初等中等教育局長通知）による。